

船舶事故調査報告書

令和8年1月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和7年3月17日 14時05分頃
発生場所	愛媛県松山港 松山港吉田浜地区防波堤灯台から真方位283° 1,760m付近 (概位 北緯33° 51.1' 東経132° 40.4')
事故の概要	油タンカーあかつき丸の機関士は、あかつき丸から給油船が離れる際、左手中指が給油船の係船索とあかつき丸のクローズドチョック ^{*1} との間に挟まれて負傷した。
事故調査の経過	令和7年5月2日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油タンカー あかつき丸、28,747トン 141402、旭タンカー株式会社（A社） B 給油船 春日丸、499トン 144812、竹谷海運株式会社
乗組員等に関する情報	A 機関士A、二級（機関）
負傷者	負傷 1人（機関士A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 5、視界 良好 海象：うねり 波向西、波高約1.5m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>A船は、船長及び機関士Aほか19人が乗り組み、B船からの補油作業を行うこととし松山港に錨泊した。</p> <p>A船は、左舷後部にB船の左舷後部を接舷させ、B船の船首部及び船尾部からそれぞれ係船索を出させて、A船に係止した。</p> <p>このうち、B船船尾部の係船索（以下「本件係船索」という。）は、A船左舷後部のクローズドチョックを通し、本件係船索の先端部のアイをA船のビットに係止されていた。（図1参照）</p>  <p style="text-align: center;">図1 A船及びB船の接舷状況</p> <p>補油作業は、うねりにより中断となり、B船の補油ホースが取り外され、A船からB船が離れることとなったので、機関士Aは、他の乗</p>

^{*1} 甲板上に設置された係船索を通すためのドーナツ状の金物のことをいう。

組員と共に、B船の係船索解らん作業に取り掛かることにした。

機関士Aは、B船の船内で「船尾索レッコー」とマイクで連絡する声が聞こえた後、係船機のストッパーが解除されてリールが回転し、緊張していた本件係船索が伸出して弛んだので、B船の乗組員に本件係船索の解らん要請を確認しないまま、係船索解らん作業の開始の合図と認識した。

機関士Aは、係船索解らん作業が開始されたのであろうと思い、A船左舷後部のクローズドチョック付近で、弛んでいた本件係船索を外そうと、クローズドチョックの穴の縁に掛かっていた本件係船索に軍手を装着した左手で触れた。

機関士Aは、伸出した本件係船索が係船機のリールに噛み込み、その部分で固定されたことにより、リールが伸出方向に回転し引かれて緊張し、左手中指が本件係船索とクローズドチョックとの間に挟まれた。(写真1、図2参照)

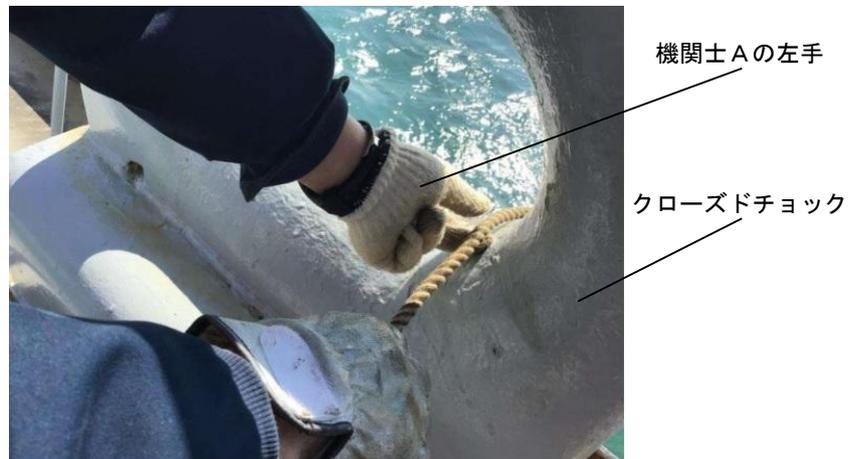
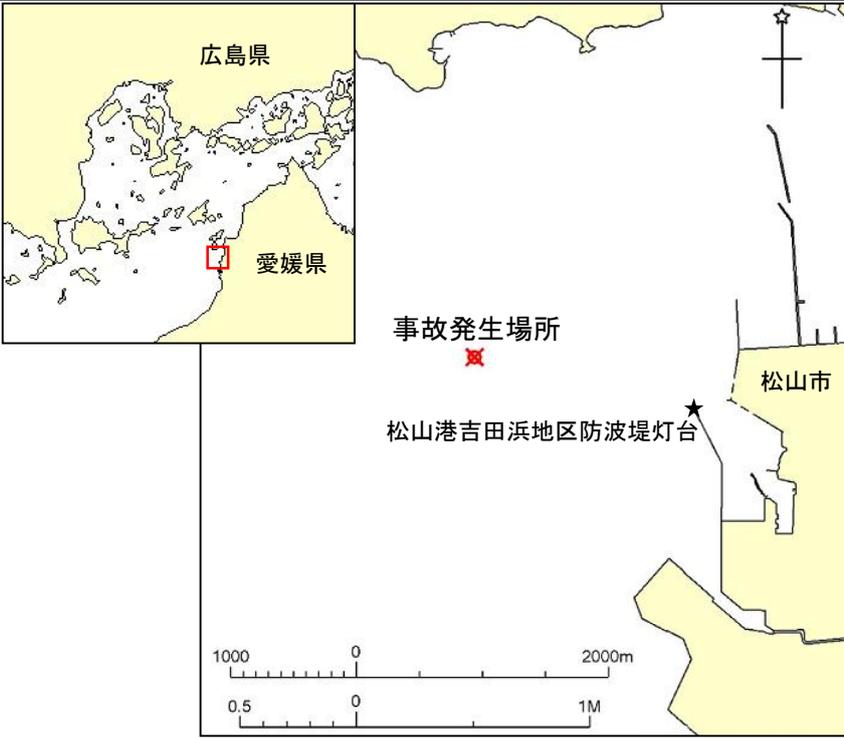


写真1 機関士Aの左手中指が挟まれた状況（再現）
（A社提供）

	 <p style="text-align: center;">図 2 事故発生場所概略図</p> <p>機関士 A は、他の乗組員の手当を受けた後、A 船から愛媛県松山市所在の病院に搬送され、左中指指尖部^{せん}デグロービング損傷と診断された。</p> <p>A 社は、給油船の補油作業時の係船作業について、乗組員の役割を定めていなかった。</p>
<p>分析</p>	<p>B 船は、A 船からの離船作業中、機関士 A が、B 船からの本件係船索の解らん要請を確認しないまま、本件係船索を外そうと左手で本件係船索を掴んだことから、緊張した本件係船索とクローズドチョックとの間に左手中指が挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>機関士 A は、B 船内のマイクによる「船尾索レッコー」の連絡を聞いた後、緊張していた本件係船索が弛んだことから、係船索解らん作業が開始したものと思込み、同作業に取り掛かろうとしたものと考えられる。</p> <p>A 社は、給油船の補油作業時の係船作業について、乗組員の役割を定めていなかったことから、作業指揮者による乗組員への注意喚起や安全確認が行われていなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、B 船が A 船からの離船作業中、機関士 A が、B 船からの本件係船索の解らん要請を確認しないまま、本件係船索を外そうと左手で本件係船索を掴んだため、緊張した本件係船索とクローズドチョックとの間に左手中指が挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>A 社は、本事故後、次の措置を採った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運航船舶の乗組員に対し、本事故及び過去の係船作業事例を周知

し、各運航船舶で係留索の安全な取り扱い要領等について船内ミーティングを実施させた。

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・係船索解らん作業に当たる乗組員は、突然の係船索の緊張に備え、係船機を操作する側と確実に意思疎通を図り、自らの判断のみで係船索を解らんしないこと。
- ・係船索解らん作業に当たる乗組員は、クローズドチョック等の付近にある係船索を不用意に手で掴まないこと。
- ・船舶所有者等は、給油船の補油作業時の係船作業について、乗組員の役割を定め、作業指揮者による乗組員への注意喚起や安全確認を行うこと。